

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	二七
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件	二八
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二八
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	二九
○生活保護法により医療扶助等のための施術者を指定した件三件	二九
○生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件	二九
○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件十一件	三〇
○地籍調査の成果について認証した件二件	三〇
○国土調査として指定した件	三三
○道路の区域を変更する件五件	三四
○道路の供用を開始する件	三四
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三六
○落札者を決定した件	三七

## 告 示

### 福島県告示第百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
  - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎  
福島県福島市栄町十一番二十五号 AXCビル六階
  - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
福島県双葉郡楡葉町大字波倉字細谷六番一、六番二、二十二番、二十三番一、二十三番二、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十三番一、三十三番二、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十四番、五十九番、六十番、六十二番、八十八番、九十一番、九十二番、百一番、百四番、百三十七番及び百五十二番  
福島県双葉郡楡葉町大字波倉字五反田五番一、五番三、五番四、五番五、六番、二十番、三十一番、八十八番、八十九番及び九十番
  - 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設 一基
  - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
（一） 廃プラスチック類  
（二） 木くず
  - 5 申請年月日  
平成三十年一月三十一日
  - 6 縦覧場所  
（一） 福島県相双地方振興局県民環境部環境課  
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地  
楡葉町くらし安全対策課  
福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂五番地の六  
富岡町生活環境課  
（二） 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一
  - 7 縦覧期間及び縦覧時間  
平成三十年三月二日から平成三十年四月二日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
  - 1 提出期限  
平成三十年四月十六日

- 2 提出先  
福島県相双地方振興局県民環境部環境課  
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
- 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）  
（一）提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
（二）対象事業の名称  
（三）具体的な利害関係の内容  
（四）生活環境の保全上の見地からの意見  
（産業廃棄物課）

**福島県告示第百三十号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一般財団法人大原記念財団 大原綜合病院	福島市上町六一	平成三〇年一月一日
三澤内科ハートクリニック	南相馬市原町区日の出町五四一	平成二九年二月一日
須藤歯科医院	白河市本町一四	同 年 二月二九日
あおぞら薬局舟場町店	福島市舟場町一一	同 月二〇日
コスモ調剤薬局大町店	同 市大町八一九	平成三〇年一月一日
上町調剤薬局	同 市上町二一八	同 日

アイン薬局福島店	同 市上町五一六 上町テラス一	同 日
----------	-----------------	-----

（社会福祉課）

**福島県告示第百三十一号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションきぼう	福島市笹木野字末梨一四一一	株式会社ツリーベル	福島市笹木野字末梨一四一一	平成二九年一月一日

（社会福祉課）

**福島県告示第百三十二号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
一般財団法人大原記念財団 大原綜合病院	福島市大町六一一	平成二九年二月三一日
吉田内科クリニック	同 市万世町三三三六	同

本間医院	同 市町庭坂字小道一六〇七	同 月三〇日	日
緑の里クリニック	同 市大森字本町裏五二一五	同 月二八日	日
須藤歯科医院	白河市本町一四	同	日
おやま調剤薬局本店	福島市大町五一一五	同 月三〇日	日
コスモ調剤薬局平和通り店	同 市大町五一一五	同 月三二日	日
タカギ薬局	田村市常葉町常葉字中町六七	同	日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人長谷部整形外科	須賀川市丸田町一八五	平成三〇年一月一日
医療法人佐原病院附属高郷診療所	喜多方市高郷町上郷字馬場頭戊一二五	同 日

福島県告示第百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤和子	福島市南矢野 目字清水前三 四一〇 ポ レスターパー クサイド福島 一〇二号	株式会社フレ アスフレアス 在宅マッサージ 福島	福島市南中央一五 スカイハイツA一	平成三〇年 一月一七日
渡邊正司	田村市常葉町 西向字山口七 八	ハマダメデイ カルサポート 株式会社	田村市船引町東部台 四一七八	同 年 一月一日
深堀和弘	郡山市安積一丁 三七二 サン デュエル安積 四〇一	同	同	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
鎌木しおり	福島市松山町 一二七一一 メゾン信夫ヶ 丘三〇八	からだ元氣治 療院福島北店	福島市北矢野目字小 原田西五一九	平成二九年 一二月一日
渡邊正司	田村市常葉町 西向字山口七 八	ハマダメデイ カルサポート 株式会社	田村市船引町東部台 四一七八	平成三〇年 一月一日

(社会福祉課)

**福島県告示第百三十六号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
佐藤伸二	福島市瀬上町 字北論田四 四一一 ス リーホームナ カムラー〇三	アメリカ整骨院	福島市南矢野目荒屋 敷五三一一一	平成二九年 九月二二日
小山保之	同 市南矢野 目字阿弥陀前 二五一一 ベ ルフオーレN A二〇一	セントラル接 骨院	同 市栄町一―三二	同 年 一二月二五 日
佐久間雄大	郡山市小原田 三一―四一一	ハマダメデイ カルサポート	田村市船引町東部台 四一七八	平成三〇年 一月一日

藤田和也	同 市片平町 字清水台三八	同	同	同 日
〇 イースト ロードワン 一 〇二号室		株式会社		

(社会福祉課)

**福島県告示第百三十七号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	
	変更前	変更後
菅野孝治	伊達市保原町上保原字向台 一一九	郡山市清水台一―八一―三 ライオンズマンション六〇 七

(社会福祉課)

**福島県告示第百三十八号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防
- 二 実施する区域

- 1 二本松市(渋川、吉倉、米沢、上川崎、下川崎、小沢、油井、木幡、針道、太田、戸沢の区域に限る。)、伊達市、川俣町、郡山市(熱海町、三穂田町の区域に限る。)、田村市(常葉町小檜山、常葉町堀田、常葉町山根、常葉町早稲川の区域に限る。)、天栄村、平田村(小平、北方、駒形、小松原、鴫子、中倉、永田、東山の区域に限る。)、古殿町、西郷村(鶴生、小田倉の区域に限る。)、棚倉町、南会津町、下郷町、南相馬市(原町区のうち馬場、深野を除く区域、小高区の区域に限る。)、飯館村、いわき市(三和町上三坂、三和町下三坂、田人町、小名浜の区域に限る。)の各区域

- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県

家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

**福島県告示第百三十九号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域

1 二本松市(渋川、吉倉、米沢、上川崎、下川崎、小沢、油井、木幡、針道、太田、戸沢の区域に限る。)、伊達市、川俣町、郡山市(熱海町、三穂田町の区域に限る。)、田村市(常葉町小檜山、常葉町堀田、常葉町山根、常葉町早稲川の区域に限る。)、天栄村、平田村(小平、北方、駒形、小松原、鴫子、中倉、永田、東山の区域に限る。)、古殿町、西郷村(鶴生、小田倉の区域に限る。)、棚倉町、喜多方市(熱塩加納町、岩月町の区域に限る。)、南会津町、下郷町、只見町、南相馬市(原町区のうち馬場、深野を除く区域、小高区の区域に限る。)、飯館村、いわき市(三和町上三坂、三和町下三坂、田人町、小名浜の区域に限る。)の各区域

- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県

家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

**福島県告示第百四十号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

一 実施の目的

二 実施する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応

(畜産課)

**福島県告示第百四十一号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロトラムによるものに限る。）の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種鶏及び種鶏候補鶏
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
急速凝集反応法

（畜産課）

**福島県告示第百四十二号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

**福島県告示第百四十三号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発

- 一 実施の目的  
生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
越冬していない一匹の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

**福島県告示第百四十四号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
血清学的検査（鶏を検査する場合にあつてはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

**福島県告示第百四十五号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚のオーエスキート病の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚コレラの発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査（エライザ法及び中和試験）

(畜産課)

福島県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 四 実施の期日  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
血清学的検査（エライザ法）

(畜産課)

福島県告示第百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
南会津町
- 二 成果の名称  
南会津町永田の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

**福島県告示第百五十号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
南郷村
- 二 成果の名称  
南郷村大字和泉田の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

**福島県告示第百五十一号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成三十年三月二日次のとおり指定した。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行う者の名称  
会津若松市
- 二 調査地域  
会津若松市湊町大字共和の一部
- 三 調査期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（農村計画課）

**福島県告示第百五十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	河沼郡柳津町大字細八 字家ノ下甲一一六七番 一地从先から 同 郡同 町大字細八 字家ノ下甲一一三八番 一地从先まで	変更前 変更後	九・〇〇〃 一四・〇〃 一一・〇〇〃 一六・五〃	二〇四・二二 二〇四・二二

（道路計画課）

**福島県告示第百五十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	河沼郡会津坂下町大字 勝大字沢口一二番三地 先から 同 郡同 町大字 勝大字牛頭天王三六番 地先まで	変更前 変更後	六・〇〇〃 一八・五〃 六・〇〇〃 一八・五〃 一三・〇〃 五七・五〃	五四七・〇〃 五四七・〇〃 五八・二二

（道路計画課）

**福島県告示第百五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について



て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道会津 若松熱塩 温泉自軌 車道線	喜多方市豊川町米室字 四条川原三三番二地先 から 同 市豊川町米室字 四条川原三六番三地先 まで	A	B	三・〇〇 三・〇〇 三・〇〇	三三三・一
		B	A	一四・〇〇 三・〇〇 三・〇〇	三三三・一

(道路計画課)

**福島県告示第百五十五号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地先から 同 市江畑町平前三	A	B	八・六〇 六八・〇〇	一一、七五七・ 三
		B	A	一八・二〇 七九・二〇	五九九・〇

番三地先まで いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市泉町下川字 手一〇四番地先まで いわき市添野町大町二 七番地先から 同 市添野町猿田一 一三番一五地先まで いわき市高倉町堤ノ上 八〇番地先から 同 市高倉町田ノ作 七二番一地先まで いわき市泉町字滝ノ沢 一一七番二五地先から 同 市泉町字大平三 番三地先まで いわき市添野町字長沢 五六番二地先から 同 市添野町字大町 一七二番一地先まで いわき市山田町字長沢 三六番四地先から 同 市山田町字窪根 一一八番二地先まで いわき市山田町字窪根 一一八番二地先から 同 市山田町字砂方 二六番地先まで いわき市泉町下川字大 剣三二六番一三地先か ら 同 市泉町下川字境 ノ町一六番二地先まで	変更後	C	二五・〇〇 一六〇・〇〇	六二〇・〇
		D	二九・〇〇 二四〇・〇〇	八二七・〇
		E	二五・〇〇 一四三・〇〇	九七一・〇
		F	一六・〇〇 一二四・〇〇	九〇九・〇
		G	一二・七〇 一〇七・三〇	二、四九五・〇
		H	一二・七〇 二八五・七〇	一、〇〇一・〇
		I	二〇・三〇 八四・九〇	二八五・〇
		J	一六・七〇 二八一・二〇	七八三・三
		A	八・六〇 六八・〇〇	一一、七五七・ 三

いわき市江畑町堀ノ内  
 六五番一地先から  
 同 市江畑町平前三  
 番三地先まで  
 いわき市泉町下川字境  
 ノ町一六番二地先から  
 同 市泉町下川字萱  
 手一〇四番地先まで  
 いわき市添野町大町二  
 七番地先から  
 同 市添野町猿田一  
 一三番一五地先まで  
 いわき市高倉町堤ノ上  
 八〇番地先から  
 同 市高倉町田ノ作  
 七二番一地先まで  
 いわき市泉町字滝ノ沢  
 一一七番二五地先から  
 同 市泉町字大平三  
 番三地先まで  
 いわき市添野町字長沢  
 五六番二地先から  
 同 市添野町字大町  
 一七二番一地先まで  
 いわき市山田町字長沢  
 三六番四地先から  
 同 市山田町字窪根  
 一一八番二地先まで  
 いわき市山田町字窪根  
 一一八番二地先から  
 同 市山田町字砂方  
 三五番地先まで  
 いわき市泉町下川字大  
 剣三二六番一三地先か  
 ら  
 同 市泉町下川字境  
 ノ町一六番二地先まで  
 いわき市山田町塙沢四  
 三番一地先から

K	J	I	H	G	F	E	D	C	B
一二・八ノ 九九・二	一六・七ノ 二八・一・二	二〇・三ノ 一四三・五	一二・七ノ 二八五・七	一二・七ノ 一〇七・三	一六・〇ノ 一二四・〇	二五・〇ノ 一四三・〇	二九・〇ノ 二四〇・〇	二五・〇ノ 一六〇・〇	一八・二ノ 七九・二
七八〇・〇	七八三・三	二四〇・五	一、〇〇一・〇	二、四九五・〇	九〇九・〇	九七一・〇	八二七・〇	六二〇・〇	五九九・〇

同 市山田町和久二 九番二地先まで			
----------------------	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小川 赤井平線	いわき市小川町上平字 清水六一番一地从り 同 市小川町高萩字 下代二三番五地先まで	変更前 変更後	六・五ノ 一〇・八	七五二・〇 七五二・〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年三月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松熱塩温 泉自転車道線	喜多方市豊川町米室字四条川原三 三番二地先から 同 市豊川町米室字四条川原三 六番三地从り先まで	平成三〇年三月二日

(道路計画課)

## 公 告

## 公告第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年三月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 山口 信也

住所

喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

（農村計画課）

## 公告第43号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年3月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電波暗室 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本シールドエンクロージャ株式会社 大阪府守口市南寺方東通四丁目12番22号
- 5 落札金額  
74,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年12月8日

（入札用度課）